

## いわき市流域治水推進会議設置要綱

令和3年10月5日制定

令和3年10月5日実施

### (目的及び設置)

第1条 近年の激甚な水害や今後の気候変動による水害の激甚化・頻発化が予測されることを踏まえ、流域全体の関係者により水害の軽減を図るため策定した「流域治水プロジェクト」において、本市が位置付けた個別施策の実施に向けた連絡調整及び詳細な検討に加え、流域治水の更なる推進に向けた施策の検討等を行うことを目的に、いわき市流域治水推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 流域治水に係る施策の実施に向けた連絡調整及び詳細な検討に関すること
- (2) 流域治水の更なる推進に向けた施策の検討に関すること
- (3) 流域関係者との連携に関すること
- (4) その他流域治水に係る施策の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市土木部次長をもって充て、会務を総括し、推進会議を代表する。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じ委員を追加することができる。

### (会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、推進会議の議長は、委員長が務める。

- 2 委員は、委任を以って代理人を出席させることができるものとする。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

- 5 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 推進会議における検討の結果、流域治水協議会に提案等が必要な場合については、市土木部河川課が行うものとする。

(オブザーバー等の参画)

第5条 推進会議は、オブザーバーとして別表2に掲げる者の出席を求めることができる。

- 2 オブザーバーは、推進会議において意見を述べることができる。
- 3 委員長は、必要に応じオブザーバーを追加することができる。
- 4 委員長は、推進会議の協議、検討等に必要な事項について助言を得るため、アドバイザーを設置することができる。

(検討部会)

第6条 推進会議には、第2条に掲げる事項を専門的な調査検討及び調整等を行うため、検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、別に定めるものとする。
- 3 部会長は、部会を招集し、これを主宰し、検討の経過及び結果を推進会議に報告する。
- 4 部会長は、必要に応じ、部会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 第5条の規定は、部会の会議において準用する。この場合において「推進会議」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えることができる。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進会議及び部会の庶務は、市土木部河川課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 5 日から実施する。

別表第1（第3条関係）

委員長	いわき市	土木部次長
委員	いわき市	危機管理部 災害対策課長
		生活環境部 下水道事業課長
		農林水産部 生産振興課長
		農林水産部 農地課長
		農林水産部 林務課長
		土木部 河川課長
		都市建設部 都市計画課長
		都市建設部 建築指導課長
		都市建設部 住まい政策課長

別表第2（第5条関係）

オブザーバー	福島県	いわき農林事務所 農村整備部 農村整備課長
		いわき農林事務所 森林林業部 森林土木課長
		いわき建設事務所 企画管理部 企画調査課長
		いわき建設事務所 事業部 河川砂防課長